

## アイスランドへの自動車運転免許証の書き替えについて

2008年9月2日  
在アイスランド日本国大使館

2007年3月以降、アイスランドでの自動車運転免許条例が改正され、欧州経済領域（EEA）加盟国外の国で発行された自動車運転免許証を所持する者は、アイスランド国内の自動車運転免許試験が課されるよう決定されました。この条例改正以後、当館として、アイスランド関係当局に対し、日本の自動車運転免許証への例外処置を考慮してもらうべく交渉を重ねてきましたところ、アイスランド当局の協力を得て、2008年4月及び6月に関係条例の改正が行われました。2008年6月の条例改正をもって、日本で発行された自動車運転免許証所持者は、例外的に、アイスランドの自動車運転免許証に、試験を課されることなく、書き替えることができるようになりました。  
関係条例の日本語訳は以下のとおりです。

### 1. 自動車運転免許に係る条例第 501/1997 号の改正に係る条例第 369/2008 号 第 5 条 附属 XII

試験を課されることなく、外国自動車運転免許からアイスランドの自動車運転免許への書替に係る第 77 条第 3 項の条件を満たす国

欧州経済領域（EEA）加盟国以外で、自動車運転免許を所持する条件を満たす以下の国で発行された自動車運転免許は、試験を課されることなく、アイスランドの自動車運転免許に書き替えることができる。

### 2. 自動車運転免許に係る条例第 501/1997 号の改正に係る条例第 612/2008 号 第 4 条

附属 XII を以下のとおり改正する。

第 1 段落後に、新たな第 2 段落を以下のように追加する。

#### 1. 日本

国際自動車運転免許証を所持している場合、以下の点にご留意ください。

1. アイスランド国内で運転する場合、国際運転免許証と日本の免許証の両方を携行しなければならない。
2. アイスランドに 6 ヶ月以上居住する場合、国際自動車運転免許証の有効期限が 1 年であっても、日本の自動車運転免許証からアイスランドの自動車運転免許証へ切り替えなければならない。

#### 自動車運転免許記証抜粋証明の発行

アイスランドの自動車運転免許証に書き替える場合、申請する警察署より、日本の自動車運転免許証の英訳を提出するよう求められます。この英訳は当館で証明として発行できますので、必要書類をご持参うえ、ご来館ください。なお、その他の必要書類は当該警察署にお問い合わせください。

必要書類：日本のパスポート、日本の自動車運転免許証、手数料（証明受領時）